

毎月勤労統計調査特別調査の概要

1 調査の目的

常用労働者1～4人の事業所における賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにして、毎月実施している常用労働者5人以上の事業所に関する「毎月勤労統計調査地方調査」を補完することを目的としている。

2 調査の対象

日本標準産業分類（平成19年11月改訂）に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品貸貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）に属し、厚生労働大臣が指定する調査区において、1～4人の常用労働者を雇用する民営及び官営の約900事業所を対象としている。

3 調査期日

平成28年7月31日現在（給与締切日の定めがある場合は、7月の最終給与締切日）で実施した。
ただし、特別に支払われた給与については、平成27年8月1日から平成28年7月31日までの1年間を調査した。

4 調査実施期間及び調査方法

平成28年8月から9月まで。統計調査員による実地他計方式。

5 調査事項の定義

毎月勤労統計調査地方調査と同じである。

（1）常用労働者

調査期日現在、当該事業所に在籍している労働者で、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を定めず、又は、1カ月を超える期間を定めて雇われている者。

イ 同一事業所に日々又は1カ月以内の期間を限って雇われていた者のうち、5月と6月にそれぞれ18日以上雇われた者。

なお、いわゆる重役や理事などの役員でも、部長、工場長あるいは支店長などのように、常時事業所に出勤して、雇用者として一定の職務に従事し、一般雇用者と同じ基準で毎月給与が算定されている者は常用労働者に含める。

パートタイム労働者で上記ア、イの条件を満たしている者も常用労働者に含める。

（2）きまって支給する現金給与額

労働契約、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法に基づき、毎月きまって現金で支給される給与額（超過勤務手当を含む。）のことをいう。

所得税、各種社会保険料を差し引く以前の金額である。

（3）特別に支払われた現金給与額

平成27年8月1日から平成28年7月31日までの1年間分の一時的又は臨時に支払われた現金給与額及び3カ月を超える期間ごとに支払われた現金給与額のことをいう。主なものとして、夏季、年末の賞与がこれに該当する。本特別調査においては、勤続1年以上の者1人当たり平均を算出している。

（4）実労働時間

労働者が実際に働いた労働時間をいい、休憩時間を含まない。7月中の通常日1日について調査しており、1時間未満の端数は、労働者ごとに30分以上は切上げ、30分未満は切捨てとしている。

（5）出勤日数

労働者が使用者の指揮監督の下で事業活動に従事するために、事業所に出勤し、就業した日数である。1時間でも就業すれば1出勤日とする。

6 利用上の注意

調査結果は、北海道の1～4人の常用労働者を雇用する全事業所に対応するよう、個々に復元したものであり、総数と内訳の計が必ずしも一致する訳ではない。